

福岡県公報

平成20年6月9日
第 2 8 3 3 号

目 次

告 示 (第948号 - 第959号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	1
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	2
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	2
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	3
土地改良区の清算人の就任	(農村整備課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	4
水防法に基づく水防警報を行う河川の指定	(河 川 課)	4
水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定の一部改正	(河 川 課)	4
公 告			
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	4
今後の電子県庁推進に関する基本計画策定業務委託に係る提案の募集	(情報政策課)	6
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	7
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	9
貸金業者の登録の取消し	(中小企業経営金融課)	11
瀬戸内海の環境の保全に関する福岡県計画の一部変更	(環境保全課)	11

公安委員会

警備員指導教育責任者講習の実施の一部改正

(警察本部生活安全総務課)22

告 示

福岡県告示第948号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年6月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑後市大字徳久字堀口85 - 1並びに字アサミノ171 - 1、171 - 7、172 - 1、172 - 2及び174並びに大字前津字吉竹338 - 1、339 - 1、340 - 1、341 - 1及び358 - 7
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号 第1福岡ビルS館4階
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

福岡県告示第949号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年6月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成元年4月11日福岡県告示第637号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第950号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年6月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成5年10月15日農林水産省告示第1219号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第951号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年6月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)以外の流域に係るものに限る。)で定めるところによる。

平成元年7月29日農林水産省告示第961号(2及び3に係るものに限る。)

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第952号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年6月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年8月8日農林水産省告示第1019号(2に係るものに限る。)

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに福岡市役所及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第953号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年6月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	飯塚直方線 自転車道	飯塚市新立岩20番先から 同市新立岩3番1先まで

福岡県告示第954号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉郡東峰村大字小石原鼓字柚ノ木原3355
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字柚ノ木原3355（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第955号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉郡東峰村大字福井字矢所30の2、大字宝珠山字長田1286、1295、1296、1303、字ヤ子ヶ谷1397の1、1397の3、1398、字カケハシ1443、1445、1446
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第956号

解散した清算人大刀洗西部第二土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所
柳 正 嗣	三井郡大刀洗町大字下高橋3936番地 2
古 賀 倬 馬	" " " 3824番地
石 内 彪	" " " 1070番地
一 木 治 男	" " " 3326番地
北 原 一 男	" " " 3791番地 1
堀 内 康 好	" " " 3821番地 1

福岡県告示第957号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年6月9日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	一 般 道 国	322 号	前	田川市栄町3182番13先から 同市栄町3182番15先まで	14.4 ~ 15.3	18.8
			後	同上	12.6 ~ 13.5	

福岡県告示第958号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定に基づき、水防警報を行う河川を指定したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成20年6月9日

福岡県知事 麻 生 渡

名 称	区 間	
	始 点	終 点
宝満川	左岸 筑紫野市大字油須原字栗木172番の3地先	小郡市大字端間（端間橋）
	右岸 同市同大字字鬼ノ瀬337番の1地先	同上
広川	左岸 八女郡広川町大字水原4545番地（広川ダム）	久留米市大善寺町藤吉（大善寺橋）
	右岸 同上	同市同町中津（大善寺橋）
巨瀬川	左岸 うきは市浮羽町妹川字元有3145番地先	久留米市田主丸町田主丸（中央橋）
	右岸 同市同町妹川字下小坪3545番地先	同上
庄内川	左岸 飯塚市高倉字土手ノ内463番7地先	遠賀川への合流点
	右岸 同市高倉字野中508番47地先	同上
竹馬川	左岸 北九州市小倉南区横代北町二丁目862番3地先	海まで
	右岸 同上	同上
大根川	左岸 古賀市大字薦野字本谷106番2地先（本谷橋）	海まで
	右岸 同市同大字同字107番1地先（本谷橋）	同上

福岡県告示第959号

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定（平成18年3月福岡県告示第643号）の一部を次のように改正する。

平成20年6月9日

福岡県知事 麻 生 渡

「桂川町」の次に「筑前町」を加える。

公 告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一

部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成20年6月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分をした年月日

平成20年5月27日

2 処分を受けた者の商号等

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許 可 番 号
株式会社皆川工務店	直方市大字上境2119 - 1	皆川 芳信	平成17年2月16日 福岡県知事許可(特・般 - 16) 第32772号
藤建工業有限公司	遠賀郡芦屋町大字芦屋3139 - 1	進藤 義信	平成17年10月17日 福岡県知事許可(般 - 17) 第20896号
有限会社淵野工務店	遠賀郡芦屋町高浜町9 - 7	淵野 修作	平成17年10月16日 福岡県知事許可(般 - 17) 第77111号
有限会社丸英建設	遠賀郡芦屋町大字山鹿115 - 4	小野 清蔵	平成17年2月3日 福岡県知事許可(般 - 16) 第57341号
大宝産業	遠賀郡芦屋町大字山鹿1171 - 3	大庭 賢太郎	平成18年3月12日 福岡県知事許可(般 - 17) 第69451号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金

でこれに類するものをいう。)の交付を受けているもの(アに該当するものを除く。)

(2) 停止期間

ア 株式会社皆川工務店

平成20年6月9日から平成20年9月6日までの90日間

イ 藤建工業有限公司

平成20年6月9日から平成20年9月6日までの90日間

ウ 有限会社淵野工務店

平成20年6月9日から平成20年8月7日までの60日間

エ 有限会社丸英建設

平成20年6月9日から平成20年9月6日までの90日間

オ 大宝産業

平成20年6月9日から平成20年9月6日までの90日間

4 処分の原因となった事実

ア 株式会社皆川工務店の代表取締役は、平成19年9月13日施行の福岡県遠賀郡芦屋町発注に係る「庁舎改修仮設工事(建築)」の指名競争入札に参加するに際し、他の入札参加業者らと共謀の上、談合を行ったことにより、飯塚簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、平成20年3月4日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

イ 藤建工業有限公司の代表取締役は、平成19年9月13日施行の福岡県遠賀郡芦屋町発注に係る「庁舎改修仮設工事(建築)」の指名競争入札に参加するに際し、他の入札参加業者らと共謀の上、談合を行ったことにより、飯塚簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、平成20年3月4日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

ウ 有限会社淵野工務店の取締役は、平成19年9月13日施行の福岡県遠賀郡芦屋町発注に係る「庁舎改修仮設工事(建築)」の指名競争入札に参加するに際し、他の入札参加業者らと共謀の上、談合を行ったことにより、飯塚簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、平成20年3月4日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

工 有限会社丸英建設の代表取締役は、平成19年9月13日施行の福岡県遠賀郡芦屋町発注に係る「庁舎改修仮設工事（建築）」の指名競争入札に参加するに際し、他の入札参加業者らと共謀の上、談合を行ったことにより、飯塚簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、平成20年3月4日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

オ 大宝産業の代表者は、平成19年9月13日施行の福岡県遠賀郡芦屋町発注に係る「庁舎改修仮設工事（建築）」の指名競争入札に参加するに際し、他の入札参加業者らと共謀の上、談合を行ったことにより、飯塚簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、平成20年3月4日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

公告

次のとおり今後の電子県庁推進に関する基本計画策定業務委託に係る提案を募集します。

平成20年6月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 提案の内容

今後の電子県庁推進に関する基本計画策定業務に係る提案（詳細は、公募説明書によるほか、説明会を開催する。）

2 提案資格

単独での参加又は共同での参加とし、単独参加の場合は、次の(1)に掲げる要件のすべてを、共同参加の場合は、次の(2)に掲げる要件のすべてを満たしていることを条件とする。

(1) 単独参加の場合の資格要件

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

イ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者

ウ 国、都道府県又は従業員数1万人以上の民間企業において、情報システムに関するコンサルティング又はシステム設計の実績を持つ者。なお、実績を証明する書面を提出すること。

エ 本提案への共同参加を行っていないこと。

(2) 共同参加の場合の資格要件

ア 共同参加者は、3者以内とすること。

イ 各構成員は、(1)のア及びイの要件を満たしていること。

ウ 代表構成員は、(1)のウの要件を満たしていること。

エ 各構成員は、本提案への単独参加又は他の共同参加を行っていないこと。

オ 受託する場合は、全構成員が契約の当事者となること。

3 手続等

(1) 事務を担当する部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課情報化調整班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3223

(2) 公募説明書の交付

ア 期間

この公告の日から平成20年6月26日（木）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

無料で直接交付する。

(3) 公募説明会

ア 日時

平成20年6月11日（水）午前10時30分から午前12時まで

イ 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁地下1階 行政6号会議室

ウ 注意事項

出席者は、1社につき3名までとする。事前予約は不要。

(4) 提案書の提出

ア 期限

平成20年6月30日(月)午後5時まで(時間厳守のこと。)

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

ア 男性警察官用交通乗車服冬服上衣	209着
男性警察官用交通乗車服冬服下衣	209本
イ 捜査用冬作業帽	66個
捜査用冬作業服	66着
捜査用冬作業ズボン	132本

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年8月13日(水)

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部装備課が指定する場所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規

定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成20年6月23日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	AA、A
12	01	百貨	AA、A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

(6) 下記のいずれかの条件を満たすこと。

ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。

イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233

5 入札参加申請書の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。
- (2) 提出場所
4の部局とする。
- (3) 提出期間
平成20年6月9日(月)から平成20年6月18日(水)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (4) 提出方法
直接又は郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

- (1) 期間等
平成20年6月9日(月)から平成20年6月18日(水)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 場所
4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

- (1) 提出場所
4の部局とする。
- (2) 受領期限
平成20年6月23日(月)午後6時00分
- (3) 提出方法
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期

限内必着)で行う。

11 開札の場所及び日時

- (1) 場所
福岡県警察本部地下1階入札室
- (2) 日時
ア 平成20年6月24日(火)午前10時30分
イ 平成20年6月24日(火)午前10時45分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人

等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

- | | | |
|---|-------------|--------|
| ア | 男性警察官用短靴(A) | 1,022足 |
| イ | 男性警察官用短靴(B) | 742足 |
| ウ | 男性警察官用短靴(C) | 1,476足 |

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年8月13日(水)

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部装備課が指定する場所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成20年6月18日現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
11	02	皮革・合成樹脂・ゴム	AA、A
12	01	百貨	AA、A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812 - 8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
 - (1) 期間等
平成20年6月9日（月）から平成20年6月18日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
 - (2) 場所
4の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札書の提出場所及び受領期限
 - (1) 提出場所
4の部局とする。
 - (2) 受領期限
平成20年6月18日（水）午後6時00分
 - (3) 提出方法

- 直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 9 開札の場所及び日時
 - (1) 場所
福岡県警察本部地下1階入札室
 - (2) 日時
ア 平成20年6月19日（木）午前10時00分
イ 平成20年6月19日（木）午前10時15分
ウ 平成20年6月19日（木）午前10時30分
- 10 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。
- 11 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合
 - (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額

とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

公告

貸金業法(昭和58年法律第32号)第24条の6の6第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成20年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

商号又は名称及び氏名(法人にあっては代表者の氏名)	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
ユナイテッドファイナンス豊田翔	福岡市博多区博多駅前1丁目2番2号博多西ビル202号	福岡県知事(1)第08494号 平成19年4月16日	平成20年5月19日 登録取消処分	貸金業法第24条の6の6第1項第1号

公告

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第4条第1項の規定に基づき策定した瀬戸内海の環境の保全に関する福岡県計画(昭和56年7月15日公告)を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成20年6月9日

福岡県知事 麻生 渡

瀬戸内海の環境の保全に関する福岡県計画

この計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第4条の規定に基づき、福岡県の区域(同法第2条第1項に規定する瀬戸内海及び同法第5条第1項に規定する関係府県の区域のうち本県の区域をいう。)において、瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について定めたものである。

第1 計画策定の趣旨

この計画は、瀬戸内海がわが国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであるという認識に立って、それにふさわしい環境を確保し、維持すること及びこれまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復することを目途として、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、政府が策定した瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画に基づき、本県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策を明らかにし、また実施する施策をより効果的なものとするため、瀬戸内海の環境の保全に関する中長期にわたる総合的な計画として策定するものである。

また、この計画を公表することにより、瀬戸内海関係者、さらには、広く県民に対し、瀬戸内海の環境保全の推進について、一層の理解と協力を求めるとともに、意識の高揚を図るものである。

第2 計画の目標

瀬戸内海の環境保全の推進のためには、関係府県等が相互に協力しながら同一の目標に向かって各々の施策を遂行することが肝要であることにかんがみ、瀬戸内海環境保全基本計画において定められた目標をこの計画の目標として次のとおり定める。

1 水質保全等に関する目標

- (1) 瀬戸内海において、水質環境基準が未達成の海域については、可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域については、これが維持されていること。
- (2) 瀬戸内海において、赤潮の発生が見られ、漁業被害が発生している現状にかんがみ、赤潮発生のメカニズムの解明に努めるとともに、その発生の人為的要因となるものを極力少なくすることを目途とすること。

- (3) 水銀、ポリ塩化ビフェニル等の人の健康に有害と定められた物質を国が定めた除去基準以上含む底質が存在しないこと。

また、その他有機物の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により、生活環境に影響を及ぼす底質については、必要に応じ、その悪影響を防止するための措置が講ぜられていること。

- (4) 特に魚介類の産卵生育の場となっている藻場及び魚介類、鳥類等の生態系を維持

するうえで重要な役割を果たすとされている干潟等、瀬戸内海の水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場等としても重要な役割を果たしている浅海域が減少する傾向にあることにかんがみ、水産資源保全上必要な藻場及び干潟並びに鳥類の渡来地、採餌場として重要な干潟が保全されているとともに、その他の藻場及び干潟等についても、それが現状よりできるだけ減少することのないよう適正に保全されていること。

また、これまでに失われた藻場及び干潟等については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。

- (5) 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること。

2 自然景観の保全に関する目標

- (1) 瀬戸内海の自然景観の核心的な地域は、その態様に応じて国立公園、国定公園、県立自然公園又は自然環境保全地域等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されていること。

- (2) 瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることにかんがみ、保安林、風致地区等の制度の活用等により現状の緑を極力維持するのみならず、積極的にこれを育てる方向で適正に保護管理されていること。

- (3) 瀬戸内海において、海面と一体になり優れた景観を構成する自然海岸については、それが現状よりもできるだけ減少することのないよう、適正に保全されていること。

また、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置が講じられていること。

- (4) 海面及び海岸が清浄に保持され、景観を損傷するようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着し、又は投棄されていないこと。

- (5) 瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財が適正に保全されていること。

第3 目標達成のため講ずる施策

これらの計画の目標を実現するため、既に得られた知見と技術を最大限に活用し、

現在残されている自然環境の保全、発生負荷の抑制等規制を中心とする保全型施策の充実に加え、これまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復させる施策の展開及び施策の実施に当たっての幅広い連携と参加の推進を基本的な考え方として、各種の施策の積極的な実施に努めるものとする。

本県における基本的な施策は、次のとおりとする。

1 水質汚濁の防止

(1) 水質総量規制制度等の実施

本県の瀬戸内海は、内海である周防灘と外海である響灘に大別され、これらの海域において水質環境基準の類型指定が、7水域、海域の全窒素及び全りんに係る環境基準類型指定が4水域について行われている。

これらの環境基準点における平成18年度の水質の状況を生活環境項目である化学的酸素要求量（COD）で見ると、A類型海域では、1.6～2.5mg/l、B類型海域では、2.1mg/l、C類型海域では、1.8～3.1mg/lであり、環境基準達成状況は、B類型及びC類型海域においては環境基準に適合していたが、A類型海域の適合率（環境基準点での測定値毎に見た環境基準適合割合）は、33%である。

また、富栄養化の要因物質である全窒素及び全りんについてみると、全窒素は、類型海域では、0.19～0.21mg/l、類型海域では、0.80mg/lであり、すべての海域で環境基準を達成している。

全りんは、類型海域では、0.017～0.018mg/l、類型海域では、0.048mg/lであり、すべての海域で環境基準を達成している。

環境基準が未達成な水域については、これを達成させるために汚濁負荷量の低減を図り、また達成されている水域は、その状態を維持することが必要である。

特に、広域的閉鎖性水域である瀬戸内海については、関連区域内で発生する汚濁負荷量の総量を計画的に削減することが肝要であることから、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づき、水質総量規制が実施されている。

本県においては、国の「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）」に定められた平成21年度における削減目標量を達成するため、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（福岡県）」を策定し、発生源別の削減目標量を次のとおり定めている。

削減目標量（トン/日）

	化学的酸素要求量	窒素含有量	りん含有量
生活排水	6	6	0.4
産業排水	9	14	0.3
その他	2	4	0.1
合計	17	24	0.8

* 削減目標量：平成21年度における1日当たりの総排出量

この計画を積極的に実施していくとともに、計画されている施策の進捗状況及び瀬戸内海に流入する負荷量の実態等の把握に努めるものとする。

これらの対策を推進するに当たって、特に次の施策を総合的に実施していく。

ア 生活排水については、削減目標量の達成を図るため、市町村等と協力して、下水道の整備を一層促進するとともに、生活様式や地域の実情に応じ、コミュニティプラント、農業集落排水施設、浄化槽（合併処理浄化槽）等の各種生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備を促進するとともに、生活排水施設の窒素及びりんの除去性能の向上を含めた高度処理の導入及び適正な維持管理の徹底等の生活排水対策に努める。

イ 産業排水については、削減目標量の達成を図るため、排水処理施設等の改善整備及び維持管理の適正化に努める。

また、総量規制基準が適用されない工場・事業場等に対しても、特定事業場については、「福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領」に基づき立入調査等を行い、その他の事業場等についても、適宜、必要な調査を実施し、指導、助言等を行うことにより削減目標量の達成を図るものとする。

ウ 持続的養殖生産確保法に基づき、魚介類の養殖漁場の底質の悪化を通じて富栄養化が生じないように、漁場管理の適正化に努めるものとする。

また、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき定めた県の指針の活用を通じて化学肥料の使用の低減を図ることにより、農業排水中の窒素及びりんの負荷量の軽減に努めるとともに、家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画により家畜排せつ物の適正処理に努めるものとする。

エ 河川及び海域等の環境を改善するため、必要に応じ、汚泥の除去のためのしゅんせつ、覆砂事業、河川直接浄化施設の整備等を推進するものとする。

オ 関係自治体と協力し、富栄養化防止に係る普及啓発を推進し、事業者及び県民の理解と協力を得る。また、排水処理技術の開発等に関する調査研究に努めるものとする。

カ 本県の瀬戸内海における赤潮の発生状況は、ここ数年5件程度で横ばいの傾向にあるが、依然として漁業被害を与える赤潮プランクトンの発生がみられることから、注意が必要である。

多種多様で高い生産性のある海域を目指し、赤潮プランクトンのモニタリング調査に加え、窒素やリン等の水質調査を行い、併せて県、漁協等の監視通報体制を強化する。さらに赤潮に関する調査研究を推進し、総合的な対策を図る。

(2) 有害化学物質等の規制及び把握

本県の海域において、健康項目については環境基準に適合しており、今後も特定施設の設置等に係る許可制度の適切な運用等により、水質環境基準の達成維持を図るものとする。

ダイオキシン類については、常時監視等を通じた区域内の状況の把握に努め、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出規制を推進するものとする。

また、有機スズ化合物等の有害化学物質による公共用水域の汚染を防止するため、これらの化学物質による水質汚染状況の監視に努めるものとする。

さらに、ポリ塩化ビフェニルについては、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき廃棄物の適正な保管を指導するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定し、適正な処理を推進するものとする。

なお、有害性のある化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき排出量の把握、管理を促進するものとする。

(3) 油等による汚染の防止

本県の瀬戸内海区域には、特定重要港湾である北九州港をはじめとして、重要港湾である苅田港及び地方港湾の宇島港がある。

石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域として北九州地区及び豊前

地区が指定されている。

また、当海域の中でも関門海峡は、海上交通の要衝として重要な役割を有し、北九州市の臨海部には重化学工業等が立地していることにかんがみ、船舶事故等に起因する瀬戸内海の油等による汚染の防止を図るため、1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約第6条及び2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書第4条の規定により策定された『油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画』（平成18年12月8日閣議決定）に基づき、油等汚染事件に伴う海域環境被害の防止又は回復のための措置が適切に実施できるよう関係機関相互の協力体制の整備を図り、地域の実情に応じた準備及び対応の施策を積極的に推進する。

このため、次の施策を講ずるものとする。

ア 船舶及び陸上からの油等の排出防止及び廃油処理施設の設備

船舶及び陸上からの油等の排出を防止するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、港則法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び水質汚濁防止法に基づく規制の徹底と監視取締りの強化を図る。

イ 事故等による海洋汚染の未然防止

事故による海洋汚染を未然に防止するため、消防法及び石油コンビナート等災害防止法に基づく規制の徹底と指導、監視の強化を図るとともに、県及び関係市町村の地域防災計画並びに福岡県石油コンビナート等防災計画による防災活動等の適切な運営を促進する。

また、船舶衝突事故等による油等流失を防止するため、海上交通安全法及び港則法等に基づく規制の徹底と監視取締りの強化を図るとともに、海上交通の安全のための施設の整備を促進する。

ウ 排出油等防除体制の整備

排出油等の流出拡大を防ぐため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び石油コンビナート等災害防止法に基づくオイルフェンス油吸着材等の備付け義務の徹底を図るとともに、排出油等防除資機材の整備確保に努める。

また、排出油を速やかに回収するため、現在北九州港に整備されている油回収船の高度の活用を図っていく。さらに、海上災害の発生及び拡大防止のため海上

災害防止センターの活用を図るほか、大量の流出油等に対しては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の5の規定による「瀬戸内海西部海域排出油等防除計画」に基づき、迅速かつ確かな排出油等の防除のための措置の実施を図るとともに、各地区の流出油等災害対策協議会等を活用して、関係者相互の協力体制を整備し、防除活動等の適切な運営を促進する。

エ 環境保全対策の充実

油等流出事故発生時における環境保全対策として、脆弱沿岸海域図の活用により自然環境等に及ぼす被害を最小限にするとともに、事故時の回復状況を評価するため、海域、海岸の自然環境に関する情報の収集及び平常時の水質・底質等の測定データの蓄積に努めるものとする。

(4) その他の措置

水質汚濁防止のため、(1)～(3)の施策のほか瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置等の許可及び水質汚濁防止法に基づく排水規制の適切な運用並びに生活排水対策の計画的推進等により、水質環境基準の達成維持を図るものとする。

また、他の海域から人為的に持ち込まれる魚介類等が瀬戸内海の実態によりその水質や生態系、漁業資源等に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、それらに対して十分留意するよう努めるものとする。

さらに、現行の福岡県環境保全施設等整備資金融資制度等を活用し、中小企業等の公害防止施設の整備を促進するものとする。

2 自然景観の保全

(1) 自然公園等の保全

本県区域における瀬戸内海の自然景観の核心的地域としては、自然公園法等に基づき北九州市和布刈一帯が瀬戸内海国立公園として指定され、また北九州市岩屋、脇田海岸等が玄海国立公園、足立山、風師山及び平尾台一帯が北九州国立公園、犬ヶ岳、求菩提山一帯が耶馬日田英彦山国立公園、長井浜、浜宮海岸等が筑豊県立自然公園として指定されている。

これらの地域においては、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないことを主眼として適正に保全されるよう、関係法令に基づく規制の徹底と監視、指導の強化に努めるものとする。

また、これらの自然公園については、必要に応じて公園区域の見直しと公園計画の策定見直しを行い、これらの公園計画に基づいて公園事業等を推進していくものとする。

このほか自然環境が特に優れた地域については、学術調査等を実施し、自然環境保全地域の指定を検討するなど、適正に保全されるよう努めるものとする。

(2) 緑地等の保全

瀬戸内海の沿岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素である。当区域の植生自然度の概要についてみると、自然度が高いものとしては、沿岸部では響灘沿岸の岩屋、脇田海岸、周防灘沿岸の白野江から柄杓田にかけて見られる海岸低木林とこれに続くシイ、カシ林、椎田海岸のクロマツ林、山地部では犬ヶ岳、求菩提山一帯の自然林等がある。

そこで、これらの緑を極力維持し、かつ積極的に育てるために以下のような施策を推進するものとする。

ア 良好な自然環境を有する海岸地域及び島しょにおける林地を確保

良好な自然環境を有する海岸地域及び島しょにおける林地を確保するため、保安林の整備を進めるとともに、林地開発許可制度により林地の開発に係る規制の適正な運用を図る。また、採石法及び砂利採取法に基づく採取計画の認可及び海岸法に基づく許可に際しては、緑地等の保全について十分配慮するものとする。

イ 沿岸都市地域における緑地の確保

沿岸都市地域における緑地を確保するため、北九州市のほか2市町における都市公園整備事業、北九州港及び苅田港等における港湾環境施設（緑地等施設）整備事業等を進めるとともに、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区（平成18年度末現在17か所83.3ha指定済み。）及び都市計画法に基づく風致地区（同現在15か所12.871ha指定済み。）における規制の徹底を図るものとする。

沿岸都市地域における都市公園整備事業実施市町

北九州市 行橋市 苅田町

港湾環境施設（緑地等施設）整備事業実施箇所

北九州港：西海岸、響灘東及び新門司北地区

苅田港：松山地区

都市緑地法に基づく特別緑地保全地区

北九州市 17地区 83.3ha

都市計画法に基づく風致地区

北九州市 15地区 12,870.7ha

ウ 健全な森林の保護育成のための事業等の実施

保安林整備事業等の保安施設事業、森林保全事業を促進し、また、森林病害虫防除対策を進め、健全な森林の保護育成に努めるものとする。

また、「福岡新世紀計画（第三次実施計画）」に基づき、人と自然が豊かに共生する森の創造と林業の振興を図るものとする。

エ 緑地修景措置

開発事業の許可等に当たっては、福岡県環境保全に関する条例に基づき自然環境の破壊の防止策及び植樹等による自然の回復策について指導するとともに、都市緑地法に基づく緑地協定の締結を進め、緑の修復に努めるものとする。

(3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全

本県の瀬戸内海区域には、文化財保護法に基づき指定されている史跡として御所山古墳等12件、天然記念物として平尾台等7件があり、また福岡県文化財保護条例に基づき指定されている史跡として番塚古墳等13件、天然記念物として白野江のサトザクラ等13件がある。

これら瀬戸内海区域における文化財は、できるだけ良好な状態で保存されるよう関係法令に基づく規制の徹底を図るとともに、保存修理、環境整備等の保護事業を積極的に推進するものとする。

(4) 散乱ごみ、油等の除去

海上に浮遊するごみ、油等を除去するため、現在北九州港に配備されている清掃船兼油回収船等を積極的に活用していくものとする。

また、海面、海浜及び河口部におけるごみ、油等の投棄を防止するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、港則法、河川法、廃棄物の処理及び清掃に

関する法律に基づく規制の徹底と監視取締りの強化を図るとともに、衛生連合会等の組織の理解と協力を求めつつ、河川、海岸愛護県民運動等の民間清掃活動を含め、河川及び海岸の清掃事業の促進に努めるものとする。

清掃船等配備状況

	清掃船	油回収船	清掃兼油回収船	浚渫兼油回収船
北九州港	2	1	1	1

* 清掃船、油回収船は民間の所有

(5) その他の措置

自然景観の保全のため、上記の施策のほか、開発等により自然海岸が減少し海岸の景観が損なわれる場合もあることにかんがみ、これらの実施に当たっては景観の保全について十分配慮し、また海面及び沿岸部において施設を設置する場合においても、景観の保全について十分配慮するとともに、これまで失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置を講ずるよう努めるものとする。

また、平成8年12月17日の第26回瀬戸内海環境保全知事・市長会議で採択された『瀬戸内海景観宣言』により、国や関係府県市の相互協力のもと、それぞれの地域の特性や個性を考慮しつつ、瀬戸内海のまとまりのある内海景観を保全・創造していくものとする。

3 浅海域の保全等

(1) 藻場及び干潟の保全等

本県の瀬戸内海沿岸海域には、『第4回自然環境保全基礎調査海域生物環境調査報告書』（1994年3月、環境庁）によると、平成元年度調査において、ガラモ場を主体とする2,181haの藻場が存在している。

また、『瀬戸内海干潟実態調査』（2007年3月、環境省）によると、1,665.4haの干潟が存在している。

魚介類の産卵生育の場等となっている藻場及び魚介類、鳥獣等の生態系を維持するうえで重要な役割を果たすとされている干潟は、近年各種開発の進展に伴い、次第に減少する傾向にある。

そこで、干潟を含んだ鳥獣保護区については、設定期間及びエリア等の更新を行

い、さらに地域の特性に応じた新たな保護区の設定等について検討するものとする。

また、干潟周辺を含めた新たな干潟保護の方策を講じ干潟の管理保全に努めるものとする。

その他の藻場及び干潟等についても、水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場等として重要な役割を果たしていることから、その保全のための措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、他方、水産資源増殖の見地から魚介類の幼稚仔育成場の整備の施策を推進するとともに、これまでに失われた藻場及び干潟等については、必要に応じ、その回復のための措置を講ずるよう努める。

さらに、健全な生態系を確保するために必要不可欠な海域の生産力の基礎となる藻場の生育等に重要な窒素、りん等の栄養塩の適正なレベルについて、検討を進める。

(2) 自然海浜の保全等

第4回自然環境保全基礎調査海岸調査（環境庁）によると、平成5年度調査において、本県下の瀬戸内海の海岸線のうち自然海岸は14.8%、半自然海岸は6.8%、人工海岸は78.0%、河口部は0.4%となっている。

これらの自然海岸及び半自然海岸は、海水浴場、潮干狩場及び魚つり場として利用されている。海水浴場としては脇田、長井浜、蓑島等の海岸があり年間約3万人、潮干狩場としては白石、長井、松江、三毛門、吉富等の海岸があり年間約2万人の利用者がある。また、魚つり場としては脇田、藍島周辺があり多くの人々に利用されている。

このように自然海岸は、海水浴場、潮干狩り場等の自然とのふれあいの場として、また海辺の自然観察の場として多くの人々に利用されているが、近年、これらの自然海浜が減少する傾向にあることにかんがみ、できるだけその利用に好適な状態で保全されるよう以下の施策を講ずるものとする。

ア 規制の徹底と指導取締りの強化

自然海岸の保全のため、瀬戸内海環境保全特別措置法に規定された自然海浜保全地区として、福岡県自然海浜保全地区条例により、3地区の自然海浜保全地区を指定しているところであり、今後とも条例の適切な運用を図るものとする。

また、自然公園法、都市計画法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、森林法に基づく各種指定地区に指定されている自然海浜については、当該法律に基づく適切な運用を図ることにより、自然海浜がその利用に好適な状態で保全されるよう努めるものとする。

自然海浜保全地区

喜多久自然海浜保全地区（北九州市）

三毛門自然海浜保全地区（豊前市）

松江浦自然海浜保全地区（豊前市）

イ 養浜等による海浜環境の保全

保全に止まらず積極的に自然とのふれあいの場等としての海浜を造成するため、海岸環境整備事業（養浜等）を推進するものとする。

また、自然海浜を利用に好適な状態で保全するため、民間清掃作業を含め、海浜部の漂着ごみ等を対象とした清掃事業を鋭意実施するものとする。

海岸環境整備事業（養浜等）実施箇所

椎田海岸 脇田漁港

4 海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮

海砂利採取については、代替材（山砂利・陸砂利）の確保の過程で、自然環境への影響が生ずるおそれがあること等から、採取が当面避けられない状況にあるが、採取に当たっては、当該及び周辺海域の環境等への影響が相対的に小さい海域での最小限の採取に留めるものとする。

本県における海砂利採取の許可区域は、筑前海海域に限られ、当該海域中でも、瀬戸内海区域は北九州市沖の響灘の一部と、極めて限定されているが、当該区域における採取を検討する場合にも、海砂利の需要動向や代替材の供給状況を踏まえ、最小限の採取量に留めるものとする。

また、採取に当たっては、環境等に及ぼす影響が少なくなるような位置、面積、期間及び方法等とするよう努めるとともに、採取後の状況の把握に努めるものとする。

なお、河口域の砂利採取にあっても、動植物の生息・生育環境等の保全及び海岸の侵食防止等に十分留意するものとする。

5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

埋立てについては、未利用地や既存施設の有効活用、廃棄物の発生抑制・再生利用等を通じた循環型社会の構築を図ることにより、瀬戸内海区域における埋立ての抑制に努めるものとする。

なお、やむを得ない事由により、本県の瀬戸内海区域において公有水面埋立法第2条第1項の免許又は同法第42条第1項に基づく承認を行う場合は、瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する同条第2項の基本方針に沿って、環境保全に十分配慮するものとするとともに、福岡県環境保全に関する条例の適切な措置が図られるものとする。

なお、環境影響評価法及び福岡県環境影響評価条例等に基づく環境影響評価に当たっては、環境への影響の回避・低減が検討されるとともに、必要に応じ適切な代償措置が検討されるものとする。その際、適切な環境保全と地域住民の意見反映がなされるよう適切な措置が執られるものとする。

これらの検討に際しては特に浅海域の藻場・干潟等は、一般に生物生産性が高く、底生生物や魚介類の生息、海水浄化等において重要な場であることを考慮するものとする。

6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保

瀬戸内海の海面及び海浜が清浄に保持されるためには、ごみ等の不法投棄及び不適正処理の防止に努めることが必要であり、そのためには監視等の強化を図るとともに、適切な廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保が必要である。このため、以下の施策を実施するものとする。

(1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換を図るためには、循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進、処理施設の整備等の総合的施策を推進することが必要である。

このため本県では、容器包装廃棄物については、市町村において分別収集計画を策定し分別収集に取り組んでいるところであり、県においても、市町村の分別収集が円滑に実施されるよう福岡県分別収集促進計画を策定するとともに、ごみ減量化・リサイクルに関する普及啓発のための各種事業を実施している。

また、再資源化技術や社会システムを一体的に開発し、その実践支援を行うためリサイクル総合研究センターを設立し産学官民の連携協力のもとに共同研究を実施しているところであり、今後も循環型社会の構築を推進するものとする。

(2) 処理施設の整備

本県の瀬戸内海区域の平成18年度末のごみ処理施設の整備状況は、ごみ焼却施設7施設（処分能力2,311 t / 日）粗大ごみ処理施設5施設（処分能力312 t / 日）が整備されている。今後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設への立入検査等を積極的に実施し、適正な維持の確保を図るものとする。

また、産業廃棄物については、事業者処理責任の原則を踏まえ、適正処理の徹底と管理を強化する。

なお、平成19年4月に「福岡県廃棄物処理計画（改訂版）」を策定しており、本計画で設定した廃棄物の資源化・減量化率の目標等を踏まえながら、廃棄物の適正処理等を図る。

ごみ処理施設整備事業

北九州市 苅田町 築上町

豊前市外二町清掃施設組合 田川郡東部環境衛生施設組合

粗大ごみ処理施設整備事業

北九州市 苅田町

田川郡東部環境衛生施設組合

(3) 処分地の確保

本県の瀬戸内海区域においては、平成17年度末現在、一般廃棄物の最終処分場として4か所（残容量約385万立方メートル）が市町村等により確保されており、また産業廃棄物の最終処分地として15か所が確保されているが、今後の廃棄物の発生量は増加の傾向が予想され、新たな処分地の確保が重要な課題となっている。

そのため、廃棄物の再生利用方策の促進、処理施設整備等の総合的施策を推進することにより、廃棄物としての要最終処分量の減少を図るとともに、廃棄物の適正な処理に十分配慮し、また特に廃棄物の海面埋立て処分によらざるを得ない場合においては、瀬戸内海の環境保全に十分配慮したうえで、廃棄物処理施設整備事業（

最終処分場)及び港湾環境整備事業(廃棄物埋立護岸)を実施し、処分地の確保に努めるものとする。

7 健全な水循環機能の維持・回復

瀬戸内海の水環境保全を図るため、各地域で次の施策を実施しており、今後も水循環機能の維持・回復に努めるものとする。

また、これらの施策の推進に当たっては、関係者間の連携の強化に努めるものとする。

(1) 海域

海域においては藻場・干潟等の浅海域の保全を推進するとともに、洞海湾にて実施しているムラサキガイを利用した海水浄化のための実証研究等、自然浄化能力の回復に資する事業の推進に努めるものとする。

(2) 陸域

森林については、水源かん養機能を高めるため、保安林の配備及び適切な維持管理に努めるとともに、「助福岡県水源の森基金」を活用した水源かん養林の整備を進めているところであり、農地についても、保水機能や地下水かん養機能の保全、再生のため、水田等農地の適正な維持管理を図るものとする。

河川については、自然環境を保全・復元するため「ふるさとの川整備事業」、「マイタウン・マイリバー事業」等を実施しているところであり、今後も河川が本来有する多様な生物の生息・生育環境に配慮し、併せて美しい自然景観を保全・創出することを目的とした「多自然川づくり」を推進するものとする。

また、都市部においても、下水道処理場の処理水を再利用したビオトープの整備を図ったところであり、今後も下水処理水の再利用の促進に努める。

8 失われた良好な環境の回復

瀬戸内海にふさわしい多様な環境を確保するため、開発等に伴い既に失われた藻場、干潟、自然海浜等の良好な環境を回復させる施策の展開が必要である。

このため、現在、自然環境との調和に配慮した砂浜の保護や海浜空間の整備を行うことを目的に、海岸海浜整備事業を行っているところであり、今後ともこれらの取組等を通じて、沿岸地域の環境整備に努めるものとする。

9 島しょ部の環境の保全

本県においては、響灘北東部に藍島(106世帯296人)、馬島(13世帯44人)を有し、漁業・農業により生活が営まれており、環境資源の確保を図るとともに、自然とのふれあいの場として自然環境の保全に努めているものである。

島しょ部では限られた環境資源を利用した生活が営まれており、その環境保全是住民生活や社会経済のあり方に直結する課題であることにかんがみ、今後も環境保全の取組に努めるものとする。

10 下水道等の整備の促進

瀬戸内海の特性等にかんがみ、水質総量規制制度の実施、富栄養化対策の推進等削減目標量の達成の見地から、特に重要な役割を有する下水道につき重点的な投資を図ることが必要であり、引き続きその整備の促進に努めるものとする。また、地域の実情に応じコミュニティプラント、農業集落排水施設、浄化槽(合併処理浄化槽)等の各種生活排水処理施設の整備を促進するとともに、市町村と協議しながら窒素及びリンの除去性能の向上を含めた高度処理の導入を推進するとともに、合流式下水道の計画的な改善を図るものとする。

(1) 下水道の整備

瀬戸内海の水質保全を図るうえで、生活排水に係る汚濁負荷量及び栄養塩類の削減対策としての下水道の整備は、極めて重要な施策である。

本県の瀬戸内海区域における下水道の整備状況は、北九州市等において進められており、平成18年度末においては北九州市の日明浄化センターほか10か所の終末処理場が供用され、処理人口は1,016千人、その処理人口普及率は北九州市99.8%となっており、区域全体では85.9%となっている。

今後においても瀬戸内海の水質保全を図るうえで下水道の整備が特に重要かつ緊急を要する課題であるとの観点から、社会資本整備重点計画との整合性を図りつつ、整備区域の拡大及び処理人口の増加に努めるものとし、現在事業実施中の北九州市等における公共下水道事業についても、引き続きその整備を促進し、その他の区域については、現在流域別下水道整備総合計画を策定中であり、この計画をもとに関係市町村と協議を進め、下水道整備の早期実現に努めるものとする。

下水道事業実施計画

(継続) 北九州市 行橋市 豊前市 苅田町 みやこ町 吉富町 築上町

(2) その他の生活排水処理施設の整備

下水道の整備が行われるまでの間、あるいは下水道整備予定区域外にあっては、生活排水対策として浄化槽（合併処理浄化槽）、農業集落排水施設等の整備が重要な施策である。

ア 浄化槽（合併処理浄化槽）の普及促進

本県の瀬戸内海区域の浄化槽（合併処理浄化）の整備状況は、平成18年度末で浄化槽設置整備事業により3市6町1村（5,717基）の合併処理浄化槽が整備されており、今後とも地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備を図るよう指導するとともに、当該事業を引き続き実施するものとする。

なお、浄化槽については、安定した性能の維持及び放流水質の向上を図るため、浄化槽法、建築基準法、福岡県浄化槽法施行規則、福岡県浄化槽事務取扱要領等に基づき、適正な設置及び管理の指導強化を図るものとする。

また、施設の処理能力が大きいものには必要に応じ高度処理の導入を指導するものとする。

浄化槽（合併処理浄化槽）設置整備事業

北九州市 行橋市 豊前市 添田町 赤村
苅田町 みやこ町 吉富町 築上町 上毛町

イ 農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の整備

平成18年度末において、農業集落排水施設は、1市4町9地区（処理能力5,168kl/日）で、漁業集落排水施設は、1市（処理能力206kl/日）で整備されている。

今後とも地域の特性を考慮し、農業集落排水施設等の設置を推進するものとする。

農業集落排水施設

豊前市 苅田町 みやこ町 築上町 上毛町

漁業集落排水施設

北九州市

(3) し尿処理施設の整備

下水道の整備が行われるまでの間、あるいは下水道整備予定区域外にあっては、生活排水対策として、し尿処理施設の整備が重要な施策である。

し尿処理施設の整備状況は、行橋市等3市町及び豊前広域環境施設組合等3一部事務組合において整備されており、平成18年度末におけるその処理能力は、6施設439kl/日であり、今後とも高度処理施設を導入するなど施設の改善整備を行い、処理能力の向上を図るものとする。

し尿処理施設整備事業

行橋市 苅田町 築上町
豊前広域環境施設組合 吉富町外1町環境衛生事務組合 田川郡東部環境衛生施設組合

11 海底及び河床の汚泥の除去等

瀬戸内海の水質汚濁の一因となっている海底及び河床の汚濁の実態を把握するため、必要に応じて区域内の主要河川及び主要海域において底質調査を実施しているが、今後ともその積極的な実施を図り、また、水銀、ポリ塩化ビフェニル等人の健康に有害な物質を含む汚泥については、その堆積による底質の悪化を防止するとともに、有機汚泥の堆積等に起因する水質の悪化、悪臭の発生等、生活環境に影響を及ぼす底質については、除去の際の周辺環境への影響等所要の調査を進め、必要に応じて除去等の適正な措置を検討するものとする。

また、周防灘における底質浄化事業に関する調査等の推進を図るものとする。

12 水質等の監視測定

瀬戸内海の水質保全対策の実効を期すには、関連区域における公共用水域の水質等の監視観測を実施し、環境基準の維持達成状況及び発生源における排水基準の順守状況を把握することが必要である。このため、公共用水域については、海域（10地点）、河川（47地点）及び湖沼（2地点）における環境基準点等計59地点において、関係機関の相互協力の下に常時監視に努めており、今後ともこれら常時監視体制の整備に努めるものとする。

一方、発生源については、水質汚濁防止法等に基づき、工場・事業場における排水

基準の適合状況を監視するとともに、総量規制の指定地域内事業場における汚濁負荷量の確かな把握のため、水質自動計測機の設置など工場・事業場の自主観測体制の整備を促進する。

さらに、瀬戸内海の富栄養化による被害の発生を防止するため、りん等の栄養塩類の監視測定体制の強化を図るとともに、工場・事業場からの発生負荷量の管理業務や公共用水域の水質監視業務に伴うデータ整理及び解析のための効果的な監視体制の整備に努めるものとする。

また、ダイオキシン類については、県内全域の状況を把握するため常時監視を実施していくものとする。

13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等

本県においては、保健環境研究所をはじめとして、農業総合試験場、森林林業技術センター、水産海洋技術センター等で環境保全に関する調査研究及び技術開発を進めており、現在、水環境における汚濁機構の究明と保全施策効果に関する研究、畜産における汚水の浄化処理技術の開発及び自然環境保全基礎調査等を行っているところである。

今後とも国、地方公共団体、民間関係機関等と連携を図りながら、瀬戸内海の特性に対応した環境保全に関する調査研究及び技術の開発に努めるものとする。

14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進

瀬戸内海の環境保全対策を推進するに当たっては、生活排水や廃棄物等も含めた総合的な対策が必要であり、その実効を期すためには、国、地方公共団体、事業者等がその責務を果たすことはもちろんのこと、瀬戸内海地域の住民や民間団体及び瀬戸内海を利用する人々の正しい理解と協力が不可欠である。

このため、県民に対して、テレビ、ラジオ、新聞、県ホームページ等の各種広報手段を通じ、あるいは環境月間、瀬戸内海環境保全月間の事業等において、瀬戸内海の環境保全についての正しい認識を広めるよう努めるとともに、汚濁負荷量の削減、廃棄物の排出抑制等、環境保全に向けた取組について、ボランティア団体等による住民参加の推進に努めるものとする。

なお、実施に当たっては、(社)瀬戸内海環境保全協会等の協力を得るとともに、住民参加の観点から、必要に応じパブリックコメントの実施等により、住民意見の反映に

努めるものとする。

15 環境教育・環境学習の推進

瀬戸内海の環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進することが必要である。

このため、本県では、平尾台自然観察センターの整備等により自然とのふれあいの場を確保するとともに、水辺教室・海辺教室等の体験的な学習機会の提供を行っており、今後とも自然環境教育の推進に努めていくものとする。

また、学校教育においても、総合的な学習の時間の活用や、環境教育副読本の配布等を通じて環境教育等の推進を図るものとする。

16 情報提供、広報の充実

住民参加、環境教育・環境学習、調査研究等を推進するため、多様な情報に関するデータベースの整備等により、広く情報を提供するシステムの構築等を進めることが必要である。

このため、県のホームページやせとうちネットを活用し、情報提供を進めるとともに、啓発用冊子等の配布を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び負荷量削減、廃棄物の排出抑制への取組等の広報に努めているところであり、今後ともこれらの施策を積極的に推進するものとする。

17 広域的な連携の強化等

瀬戸内海は13府県が関係する広範な海域であることから、環境保全施策の推進のため、各地域間の広域的な連携の一層の強化を図ることが必要である。

本県では、周防灘の流入河川である山国川の水質保全及び改善のため山国川水質保全連絡協議会が設立されており、国、大分県と連携を図りながら環境保全施策を推進しているところである。

また、現在、瀬戸内海環境保全知事・市長会議により、地方公共団体間の連携が図られているが、今後とも本会議を活用し、一層の連携の強化に努めるものとする。

さらに、瀬戸内海の自然的、社会的条件から、環境保全のための施策の策定に当たっては、住民や事業者等の幅広い意見を調整し、施策に反映するための適切な仕組み

の検討に努めるものとする。

18 海外の閉鎖性海域との連携

海外の閉鎖性海域における環境保全に関する取組との連携を強化し、瀬戸内海の環境保全の一層の推進を図るとともに、海外における取組に積極的に貢献するため、(財)エメックスセンターの活用等により、閉鎖性海域に関する国際会議等への支援や参加、人的交流、情報の発信及び交換等に努めるものとする。

第4 施策の実施上必要な事項

1 施策の積極的推進

瀬戸内海の環境保全は、緊急かつ重要な国民的課題であることにかんがみ、本計画で定められた施策については、優先的に財源の確保等に努め、その積極的な推進を図るものとする。

2 施策の実施状況及びその効果の把握

瀬戸内海の環境保全を推進するためには、本計画で定められた施策が確実に実行されなければならない。

このため、計画した諸施策を積極的に推進するとともに、施策の実施状況及び環境改善状況を把握し、施策の効果的な実施を図るものとする。

3 計画推進のための関係機関との連絡調整

本計画は、国、県、関係市町村が一体となって積極的に推進していかなければ実効の上がないものである。

このため、これらの関係機関は、緊密な連携を保ち、計画した諸施策の実施状況等について情報、意見の交換等を行い、もって本計画の円滑な推進を図るものとする。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第193号

警備員指導教育責任者講習の実施（平成20年福岡県公安委員会告示第165号）の一部を次のように改正する。

平成20年6月9日

福岡県公安委員会

2の表中「平成20年9月9日（火）から同年9月17日（水）までの間」を「平成20年

9月9日（火）から同年9月18日（木）までの間」に改める。